

高齢者とその家族を支えます！

在宅の高齢者とその家族が、安心して充実した生活が送れるよう、介護保険サービスでは補えない市独自の様々な事業を実施しています。主な事業について紹介しますので、内容をご確認のうえご利用ください（市内に住民登録をしていることが要件になります）。

なお、各事業の利用にあたっては事前に申請が必要です。利用したいサービスの詳細、申請方法については、市役所介護高齢課、各支所までお気軽にお問い合わせください。

福祉タクシー事業

医療機関に通院する場合、各種福祉行事への参加、または市役所・支所及び公共施設を利用する際のタクシー利用料金を一部助成します。

○対象者
一般の公共交通機関の利用が困難、または下肢不自由で下記のいずれかの条件に該当する方

- 1 満 65 歳以上の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 3 療育手帳の交付を受けている方

○利用範囲
1 医療機関に通院するとき
2 市役所（支所を含む）や公共施設を利用するとき

※利用する際は、上記以外の施設等への一時的な立ち寄り（買い物等）が可能です。

ただし、発着地は自宅または上記の施設に限ります。

○利用方法

市役所または各支所で利用申請をして利用券の交付を受けてから、指定のタクシー会社に連絡をしてご利用ください。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

敷き布団、掛け布団、綿入れかいまき、毛布等のクリーニングの利用料金を助成します。

○対象者
下記のいずれかの条件に該当する方
1 おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方
2 高齢者のみの世帯に属する方

○対象の寝具類及び利用者の負担
1 敷き布団・掛け布団・綿入れかいまき 200 円
2 毛布 100 円

○利用の限度 原則として年 2 回まで

○利用方法

市役所または各支所で利用申請をしてサービス利用券の交付を受けてから、指定のクリーニング店へ寝具類をお持ち込みください。



訪問理美容サービス事業

寝たきり等で理美容店に行けない方に対し、訪問によるサービスを提供し、その費用の一部を助成します。

○対象者
在宅のおおむね 65 歳以上の寝たきり、または認知症の方で、常時臥床の状態にあるか、または日常生活の大半を他の者の介護を必要とする状態が今後も続くと認められる方

○利用者の負担 ○利用の限度
1 回につき 2,000 円 年 6 回まで

○利用方法

市役所または各支所で利用申請をして助成券の交付を受けてから、指定理美容店に予約後ご利用ください。

高齢者位置情報サービス利用助成金交付事業

○対象者
認知症により、徘徊行動のおそれがある 65 歳以上の高齢者を介護する家族で下記のいずれにも該当する方
1 高齢者が在宅であること
2 家族も市内に住所を有すること（同居でなくてもよい）

○利用者の負担

助成上限 10,000 円を超えた額、またはそれ以下で 100 円未満の額

○利用方法

市役所または各支所で申請書に必要事項を記入してください。その際、初期費用の内訳が明記されている契約書または領収書等の写しを添付してください。

家族介護用品（紙おむつ等）支給事業

在宅で高齢者等を介護している家族等に、介護用品を購入するための助成券を交付します。

○対象者 ※在宅の場合に限ります。（入院・入所中は対象になりません）

下記のいずれかの条件に該当する方

- 1 申請日現在 65 歳以上で、要介護 3 以上の認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳（1 級、2 級）の交付を受けている方
- 3 特定疾病該当者（65 歳未満の介護保険認定者）

○利用の限度

年間 60,000 円

ただし、次の要件すべてにあてはまる方は、年間 75,000 円

- ◇申請日現在 65 歳以上の方
- ◇要介護 3 以上の認定を受けている方
- ◇前年度の市民税が非課税の世帯に属する方

○利用方法

市役所または各支所で利用申請をして助成券の交付を受けてから、指定の販売店で介護用品を購入してください。

※助成券を利用して購入できる介護用品は「紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、防水シーツ、防水シート」です。それ以外のものは購入できません。



はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

1 枚 1,000 円のはり・きゅう・マッサージ券を交付します。

○対象者

下記のいずれかの条件に該当する方

- 1 70 歳以上の方
- 2 身体障害者手帳（1 級、2 級）の交付を受けている方
- 3 60 歳以上で身体障害者手帳（3 級～6 級）の交付を受けている方

○利用者の負担

利用料金から 1,000 円を控除した金額

○利用の限度

年 10 回まで

○利用方法

市役所または各支所で利用申請をして助成券の交付を受けてから、指定施術機関でご利用ください。

配食サービス事業

栄養のバランスがとれた食事を提供し、その費用の一部を助成するとともに、安否確認を行います。

大宮地域の方は南部地域包括支援センター（☎ 53-6810）、それ以外の地域の方は北部地域包括支援センター（☎ 57-3326）にご相談ください。

○対象者

老衰・心身の障がい及び疾病等の理由により調理が困難で、下記のいずれかの条件に該当する方

- 1 おおむね 65 歳以上でひとり暮らしの方
- 2 高齢者のみの世帯に属する方
- 3 在宅の身体障害者

○利用者の負担

1 食 300 円

○利用の限度

週 7 回以内

○利用方法

市役所または各支所で利用申請してご利用ください。その際はアセスメント票（ケアマネージャーが作成します）の提出が必要となるため、まずは包括支援センターにお問い合わせください。

■問い合わせ■

介護高齢課 介護・高齢者福祉グループ ☎ 52-1111（内線 175）

各支所 山方 ☎ 57-2121 美和 ☎ 58-2111 緒川 ☎ 56-2111 御前山 ☎ 55-2111

※上記のほか、お近くの民生委員児童委員にもお気軽にご相談ください。